慶應義塾大学学術情報リポジトリ
Keio Associated Repository of Academic resouces

Title	スウェーデンの選挙と福祉(I)
Sub Title	76 val och välfärd i Sverige
Author	飯野, 靖四
Publisher	慶應義塾経済学会
Publication year	1977
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.70, No.4 (1977. 8) ,p.457(51)- 468(62)
JaLC DOI	10.14991/001.19770801-0051
Abstract	
Notes	研究ノート
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19770801-0051

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

研究ノート

スウェーデンの選挙と福祉[1]（I）

飯　野　靖　四

はじめに

スウェーデンでは，1976年9月19日に3年ぶりの総選挙[2]が行なわれた。その結果，1932年以来44年の長きにわたって（実際には，その間に若干の空白[3]があるが）政権を維持してきた社会民主党が，その座を非社会主義諸政党[4]（中央党，保守党，自由党の3党連立）に譲り渡したのである。

我が国でもそのことが報道され，それは「社会福祉の行き過ぎが批判された結果である」と理解されている。しかしながら実際は，「福祉」は選挙の争点にならなかったばかりか，非社会主義諸政党も「福祉のよりいっそうの充実」に賛成をしているのである。

I　スウェーデンの選挙制度

スウェーデンでは，1969年の憲法改正によって二院制から一院制に移行し，3年ごとの9月の第3日曜日に総選挙が行なわれる（従って議員の任期は3年である）ことになっている。投票は，我が国のように「人物」を選ぶのではなくて，「政党」を選ぶという形で行なわれる。国会議員の数は全部で350人（1976年から349人——というのは，1973年の総選挙の結果，与野党の議員の数が同数の175人ずつとなり，国会の運営にいろいろな支障がでたため，1976年の選挙から1人減らして349人とした）で，そのうち310人は全国28の選挙区から直接選挙で選ばれ，残り40人（1976年から39人）は獲得した投票数に比例するように各政党間に配分される。但し，少数政党が乱立しないように，全国の総投票数の4％以上か，或いは一選挙区の総投票数の12％以上の投票を獲得できない政党は，議員を国会に送ることができないという規定がもうけられている。

選挙権及び被選挙権はともに，18歳以上のスウェーデン国民[5]に与えられている。

II　1976年の選挙の結果

次に，1976年の総選挙の結果をみてみよう。（　）内は，前回総選挙（1973年）との比較である。

注(1)　筆者は，福沢基金によって1975年4月より1977年3月まで，スウェーデンのルンド大学に留学する機会を与えられた。本稿はその時の体験に基づいて書かれたものである。筆者に留学の機会を与えて下さった慶応義塾大学及び経済学部の諸先生方に心から感謝の気持を表わしたいと思います。またルンド大学留学中に，J. Akerman 教授，B. Thalberg 教授，B. Höglund 教授及びルンド大学大学院生　岩永和喜氏をはじめ，非常に多くの方々（東京大学の藤田暉通先生，九州大学の朔元則先生，愛媛大学の白井昭雄先生，札幌医大の加納英雄先生，旭川医大の草野満夫先生及び Kazuyo Lundström，平沢秀，松本光一の各氏）に大変お世話になりました。ここに記して筆者の感謝の気持を表わしたいと思います。

(2)　スウェーデンでは，3つの選挙——すなわち国会議員選挙，県議会議員選挙（全国に23の県 Landsting がある），地方自治体議会議員選挙（全国に278の地方自治体 Kommun がある）——が同時に行なわれるが，ここでは国会議員選挙のみをとりあげることにする。

(3)　1936年の夏。

(4)　Borgerliga partier。直訳すると「ブルジョア諸政党」であるが，実質的意味を考えて「非社会主義諸政党」と翻訳した。なお脚注(6)も参照。

(5)　1976年の総選挙から，1973年10月1日の時点において住民登録をしている移民に対して，地方選挙に限って，選挙権が与えられた。

〔表1〕 1976年の選挙の結果

政党名（略称）[6]	得票数（票）	全体に占める割合(%)	議員数(人)
保守党（M）	847,672（+110,088）	15.6（+1.3）	55（+4）
中央党（C）	1,309,669（+14,423）	24.1（−1.0）	86（−4）
自由党（Fp）	601,556（+115,528）	11.1（+1.7）	39（+5）
社会民主党（S）	2,324,603（+76,876）	42.7（−0.9）	152（−4）
共産党（VPK）	258,432（−16,497）	4.8（−0.5）	17（−2）
キリスト教民主党（KDS）	73,844（−16,544）	1.4（−0.4）	——
スウェーデン共産主義者党（SKP）	17,309（−1,614）	0.3（−0.1）	——
その他	4,663（−4,658）	0.1（−0.1）	——
合計	5,437,748（+277,602）	100.1（±0）	349（−1）

なお投票率は，実に91.7％（+0.9）の高率であった。

Ⅲ スウェーデンの各政党の主張

1976年の選挙において，論点となった問題に関する各政党の主張をまとめると，〔表2〕のようになる。

以下において，それぞれの問題に関する各党の主張を，もう少し詳しくみてみよう。[7]

注(6) 各政党の正式な名称及び党首は，以下の通りである。

保守党 Moderata samlingspartiet（党首 Gösta Bohman）
中央党 Centerpartiet（党首 Thorbjörn Fälldin）
自由党 Folkpartiet（党首 Per Ahlmark）
社会民主党 Socialdemokraterna（党首 Olof Palme）
共産党 Vänsterpartiet kommunisterna（党首 Lars Werner）
キリスト教民主党 Kristen demokratisk samling
スウェーデン共産主義者党 Sveriges kommunistiskaparti

「保守党」，「自由党」は直訳すると，それぞれ「穏健諸党連合」，「国民党」となるが，実質的には「保守党」は企業経営者や保守的な人達の支持を得ているので，また「自由党」は自由主義をその主張の基礎においているので，実質的意味を尊重して翻訳した。また「中央党」は，その主張等をみてみると，その前身の「農民連合（bondeförbundet）」的色彩がきわめて強いが，「旧農民連合」と翻訳すると「労働者のための党」を標榜している「中央党」のイメージを壊すことになるので，直訳した。

「社会民主党」と「共産党」は，「社会主義者の党（Socialistiska）」または，ちょっとしゃれて「Sossarna」と呼ばれているが，それに対して「保守党」「中央党」「自由党」は「非社会主義諸政党（borgerliga）」と呼ばれている。また「中央党」と「自由党」は「中間政党（Mittenpartierna）」とも呼ばれている。

(7) この部分は，Dagens Nyheter 紙，Svenska Dagbladet 紙，Sydsvenska Dagbladet 紙の選挙関係の記事，特に1976年9月12日選挙特集号を中心に，まとめたものである。

スウェーデンの主要新聞を発行部数順（1976年の平日版の平均）に並べると右の通りである。

〔表3〕 スウェーデンの主要新聞

新聞名（朝・夕刊の別）	発行部数	政治的傾向	創刊年
Expressen（夕刊）	559,681	自由党系	1944
Aftonbladet（夕刊）	450,916	LO系	1830
Dagens Nyheter（日刊）	435,421	自由主義的傾向	1864
Göteborg Posten（日刊）	310,783	自由主義的傾向	1858
Svenska Dagbladet（日刊）	168,716	保守党系	1884
Sydsvenska Dagbladet（日刊）	115,488	自由主義的傾向	1848
Kvällsposten（夕刊）	114,069	自由主義的傾向	1948
Arbetet（日刊）	106,149	社会民主党系	1887

〔表2〕各党の主張

問題＼政党	保守党（M）	中央党（C）	自由党（Fp）	社会民主党（S）	共産党（VPK）
労働者基金の構想	反対	反対	反対	消極的賛成	消極的賛成
エネルギー〔1〕	社会民主党と同じ	1 %	1.5%	2 %	中央党と同じ
エネルギー〔2〕		3 %	4.5%	6 %	
エネルギー〔3〕		節約	節約	節約	社会化
原子力発電所の建設	13	0	11～13	13	0
そのための国民投票	消極的反対	反対	消極的反対	反対	賛成
租税〔4〕	反対	条件付賛成	条件付賛成	賛成	条件付賛成
租税〔5〕	引き上げ反対	1.5%引き上げ	1.5%引き上げ	3%引き上げ	引き上げ賛成
租税〔6〕	税率表のインデクセーション	エネルギー税の増徴	——	——	財産税・相続税等の増税
子をもつ親の6時間労働制	賛成	賛成	賛成	反対（代わりに育児休暇の延長）	反対（すべての人に6時間労働制）
3歳以下の子供をもつ親に育児補助金	賛成	賛成	賛成	反対（代わりに児童手当等の増額）	反対（代わりに失業補償金の支給）
政体	君主制	未定	未定	長期的に共和制	共和制
ラジオ・TV〔7〕	地方毎に分割	調査の報告待ち	独占に反対	賛成	完全に"社会的所有"に
ラジオ・TV〔8〕	賛成	反対	賛成	反対	反対
社会主義	批判的	批判的	批判的	社会民主主義に賛成	賛成

〔1〕エネルギー消費の年増加率を，何パーセントに制限すべきか
〔2〕電力消費の年増加率を何パーセントに制限すべきか
〔3〕エネルギー政策の中心路線
〔4〕政府提案の減税案に対して
〔5〕減税にみあうものとしての雇主負担金の引き上げ
〔6〕その他減税にみあう措置
〔7〕国営スウェーデン放送局（SR）について
〔8〕広告等による放送局の財源調達

1 労働者基金の構想について

スウェーデン最大の労働組合組織であり，かつまた社会民主党支持の最大の組織であるLO[8]の経済学者Rudolf Meidnerは，社会連帯的な賃金政策との関連で労働者基金（Löntagarfonderna[9]）の構想を発表し，

注(8) Landsorganisationenの略称。金属産業労働者組合（Metallindustriarbetareförbundet，組合員数454,313人）や地方自治体労働者組合（Kommunalarbetareförbundet，組合員数339,947人）等25の労働組合の連合体。傘下の組合員数は1,918,085人。議長は，1973年以来Gunnar Nilsson。

労働組合組織としては，そのほかに，職工長や事務職サラリーマン等が属するTCO（Tjänstemännens centralorganisationenの略称。24の労働組合の連合体。傘下の組合員数は951,381人），医師・エンジニア・国家公務員及び大学教育を受けた人々の属するSACO-SR（Sveriges akademikers centralorganisationen och Statstjänstemännens riksförbundetの略称。27の労働組合の連合体。傘下の組合員数は165,032人），建築労働者や林業労働者の属するSAC（Sveriges arbetares centralorganisationen，傘下の組合員数は18,980人）等がある。

これに対して，経営者側の組織としてSAF（Svenska arbetsgivareföreningenの略称。加入会社30,683社，その雇用者数1,307,905人）等がある。（組合員数は1975年12月31日現在。加入会社数は1976年5月1日現在。）

(9) 提案者の名前をとって「Meidnerfond」とも呼ばれる。

ＬＯの最高意志決定機関である Kongressen の承認を得た。[10] その構想を要約すると，以下の通りである。

企業は，その税引前利益の20％を労働者の共同基金（Kollektivt ägda fonder）に配分しなければならない。すなわち企業は，それぞれの共同基金――各産業ごとに１つずつ共同基金を設けるのであるが――に対して，株式を特別に新規に発行することによって，支払わなければならない。これらの株式から将来生じるであろうところの配当金は中央の基金に集められる。

このような過程を通じて，労働者達[11]は企業に対する支配権を獲得し，生産手段が共同で所有される社会主義が実現されるというのが Meidner の構想である。

このような労働者基金の構想に対する各党の態度は，以下の通りである。

〔保守党〕

我々は，ＬＯの経済学者Rudolf Meidner によって提案された「共同基金」の構想に，はっきりと反対する。また Hjalmar Mehr を中心とする1974年政府調査団にも，代表を送らない。

我々は，個々人が株式を保有することができるように門戸を開放しておくべきであると考えている。そうでない場合には，我々は，雇用者に対する企業の利子及び配当費用に特別の課税控除権を導入することによって，雇用者の企業参加を容易にするべきであると考える。

株式を分散して所有する仕組は，過度の権力集中を排除する最も良い方法であると考える。

〔中央党〕

我々は，ＬＯの「共同基金」に反対である。党首 Thorbjörn Fälldinは，労働者基金の構想に対して，７つの要求を掲げている。

1) 社会において市場経済が維持されること。
2) 雇用者が，ある期間の後，勝手に処分できるような個人的な株式の形態で，個々人が利益を得ることができること。
3) 非集中的な産業政策が維持されること。
4) より平等な財産形成が行なわれること。
5) 社会連帯的な賃金政策が行なわれること。またその制度は，担税力に応じた企業課税と両立しうるものでなければならない。
6) 雇用者の影響力の増大。
7) 私企業と政府による雇用者の間に差違がないこと。

〔自由党〕

ＬＯの提案は，権力集中の傾向が強いので反対である。我々は，社会連帯的な賃金政策の要求をみたし，かつまた雇用者が企業の資本形成に参加できるような個人的な株式取得の可能性を与える制度が望ましいと考えている。つまり我々は，いくつかの巨大な基金ではなくて，企業からはなれて存在するたくさんの基金をもつ制度が望ましいと考えている。

〔社会民主党〕

我々は，公式的には，未だその問題についての意志決定をしていない。しかし党首 Olof Palme は，労働運動的にみて，その提案の背後にあるものはスェーデン社会の著しい民主化である，と説明している。我々は，その基金に対する個人的なつながりをそれ程明確には否定しない。しかし困難があることは認める。我々は，その基金が権力の集中をもたらすという主張や社会化をもたらすという主張を否定する。

〔共産党〕

我々は，ＬＯの提案にはたくさんの欠陥があると考えている。我々は，賃金政策及びその他の問題に対する雇用者の要求をみたすために，ほとんどすべての部門の国家による所有が必要であると考えている。

ただ，1972年の党綱領の中では「完全な所得の平等を実現すること」が唱われているが，1975年の活動綱領の中では「労働者基金」の問題はふれられていない。

2　エネルギー政策ついて

スウェーデンでは，エネルギー問題はきわめて深刻に受けとめられている。

スウェーデンのエネルギー消費量は年に５～７％ずつ増加している。スウェーデンのエネルギー消費をエネルギー源別にみてみると，1973年には

石油	71％
水力	16％
アルカリ液・薪等	7.5％
石炭・コークス	4％
原子力	1.5％

となっている。このように，エネルギー源の大半は石油によって占められており，しかもその石油の全量が輸入によってまかなわれているところから，ことさら

注(10)　1976年６月15日。
(11)　但し，労働者個人個人は，共同基金に，現在も将来も，何らかかわりをもつことができない。

に危機感が強いのであろう。

ところでエネルギー消費を利用分野別にみてみると，1973年には

産業	42%
暖房等	42%
輸送・交通	16%

となっている。

産業部門別では，1974年には

パルプ・紙産業	37%
鉄鋼産業	21%
土及び石産業	7%
エンジニアリング産業	12%
化学産業	14%
その他	9%

となっている。

スウェーデンでは，エネルギーとして電力の果たす役割はきわめて大きい。その電力の生産は，下表の通りである（単位：Gwh＝100万キロワット時）。

〔表4〕 スウェーデンの電力の生産

年	水力発電(全体に占める割合)	原子力発電(%)	火力発電(%)	合計(対前年増加率)
1970	41,538 (68.5)	56 (0.1)	19,051 (31.4)	60,645 (4.4)
1971	52,040 (78.2)	90 (0.1)	14,433 (21.7)	66,563 (9.8)
1972	53,671 (75.0)	1,466 (2.0)	16,444 (23.0)	71,581 (7.5)
1973	59,916 (76.7)	2,111 (2.7)	16,077 (20.6)	78,104 (9.1)
1974	57,285 (76.2)	2,054 (2.7)	15,791 (21.0)	75,130 (-3.8)
1975	57,504 (71.5)	11,969 (14.9)	10,935 (13.6)	80,408 (7.0)

〔表4〕を見ても分るように，スウェーデンでは伝統的に，水力発電がきわめて大きな役割を果たしている。しかしながら，それとは別に，原子力発電の果たす役割が次第に増加[12]し，火力発電にとってかわりつつあるということが，きわめて印象的である。

こうしたエネルギーの情況をふまえての各党の主張は，次の通りである。

エネルギー問題に対する各党の主張を，次の項目に分けてみてみよう。

〔A〕 エネルギー政策全般について

〔B〕 具体的なエネルギー政策について

〔C〕 原子力発電について

〔D〕 それらに関する国民投票について

〔保守党〕

〔A〕について

我々は，エネルギー消費の大幅な増加を抑えなければならない。しかし突然立ち止まるわけにはゆかない。我々は，より多くの仕事・より強い競争力のために，より多くのエネルギーが必要である。過渡的な局面に

注(12) 1976年10月15日現在の，スウェーデンの原子力発電所の設立計画は，次のようになっている。

- Ringhals に4つの原子炉を設置の予定
  - 1号炉及び2号炉——運転中
  - 3号炉——1977年5月15日に完成。1977年12月1日に運転開始の予定（あと6千万クロノールの資本が必要）。
  - 4号炉——1978年12月15日に完成。1979年7月1日に運転開始の予定（あと7億5千万クロノールの資本が必要）。
- Oskarshamn に3つの原子炉を設置の予定
  - 1号炉及び2号炉——運転中
  - 3号炉——1982年春に完成。1982年秋に運転開始の予定（必要な資本額は不明）。
- Barsebäck に2つの原子炉を設置の予定
  - 1号炉——運転中
  - 2号炉——1976年11月15日に完成。1977年4月より運転開始の予定。
- Forsmark に3つの原子炉を設置の予定
  - 1号炉——1977年9月に完成。1978年6月に運転開始の予定。
  - 2号炉——1979年9月に完成。1980年6月に運転開始の予定（1号炉，2号炉あわせて，あと325万クロノールの資本が必要）。
  - 3号炉——1982年1月に完成。1982年秋に運転開始の予定（あと60億クロノールの資本が必要）。

おいてもまた，エネルギー節約的な措置（例えば断熱等）はエネルギー消費の増加を必要とする。過渡期においては——もし我々が，最後に残されたNorrland（スウェーデン北部の山岳地帯）の川をダメにしたくないならば——原子力か石油か，どちらかの選択が残されている。そしてその選択においては，我々は原子力が最も環境保全的な代替物であると考える。そうするならば我々は，硫黄排出物と石油それ自体のもつ酸化作用から免れるであろう。

〔B〕について

社会民主党と同じ判断（つまりエネルギー消費の年増加率を2％，電力消費の年増加率を6％に制限する）をしている。エネルギー政策の中心路線としては，「節約」のみ。

〔C〕について

1975年5月には，13の原子炉を設置することに賛成した。さらに住居暖房用のプラントをBarsebäckに設置することを提案する予定である。

〔D〕について

エネルギー政策についての国民投票を行なうということはきわめて困難である。しかしながら，もし諸政党が国会においてうまい解決案を見出せず，行きづまり状態になったならば，国民投票も一手段として考える。

〔中央党〕

〔A〕について

我々の提案は，原子力を全く使わないで，しかも政府の提案と同じ量の石油を使って，年1％のエネルギー供給の増加を可能にする。我々は，その大きな危険性が克服されない限り，原子力を使用しない。すべての原子力計画が廃棄されたとしても，現在暖房用に使われているエネルギーの25％を節約するだけで十分である。それ以上の部分は，我々は住居の断熱効果を良くし，産業に新しい方法を導入することによって節約が可能である。石油の環境破壊効果は，就中，脱硫装置を通じて低く抑えられなければならない。しかし長期的には，石油は環境保全的なエネルギー源，例えば風力，太陽エネルギー，地熱等によって代替されなければならない。

これらのすべての政策は，たくさんの仕事をつくり出し，全土に雇用面で非常に良い効果をもたらすであろう。

〔B〕について

1985年にいたるまで，総エネルギー消費の増加率を年1％に制限しうると考えている。電力消費の増加率に関しては，いろいろな措置——例えば断熱作業，電力熱の利用等による大規模な節電——を通じて，年3％に制限しうる。

エネルギー政策の中心路線は，「節約」である。

〔C〕について

すべての原子力発電に反対する。1975年には，原子炉数0に投票した。1985年まで，すべての原子力発電を拒否する。1975年から1979年までの間に，原子力発電一掃のための準備計画がつくられるであろう。もしその時までに，原子力発電の安全性の問題が「満足できる程度において」解決できないならば，その計画が実行される。我々はBarsebäck 3号炉の建設に反対し，Barsebäck 2号炉も1976年秋からの操業開始に反対する。

〔D〕について

原子力発電の是非は，とにかく我々が直面している最も重大かつ深刻な政治問題である。将来，国民投票を行なうということを約束することによって——それもガイド・ライン的なものであって，決定的なものでない国民投票の場合には，なおさら——9月19日の選挙における原子力に対する態度を排除することは誤っている。スウェーデン国民は，選挙において，原子力問題に解答を与える可能性をもっている。中央党に対する投票は，原子力発電の否定を意味する。原子力発電の問題に関する国民投票は，国会がむずかしい状態に陥った時に初めて，行なわれるべきである。

〔自由党〕

〔A〕について

石油も原子力も，ともに環境に危険を及ぼすから，我々はますます厳しく，エネルギーの節約を押し進める方向を選んできた。エネルギー消費に対して増税することによって，断熱装置を改良する（例えば三重ガラスにする）ことによって，産業の浪費的な暖房に気をつけることによって，我々はもっとエネルギーを節約することができる。他方，そのような節約は，雇用問題に対する脅威にはならない。

〔B〕について

1985年まで，エネルギー消費の年増加率を1.5％に制限する。エネルギー政策の中心路線は，もちろん「節約」である。

〔C〕について

1975年には，国会が以前に決定したのと同じ数の11の原子炉の設置に賛成した。12番目及び13番目の原子

炉設置についても，検討する。

〔D〕について

我々は国民投票を排除しない。しかしながら国民投票が行なわれるためには，もちろん，原子力に代わる望ましい代替物を現実的に考え出すということに一致点が見出されなければならない。

〔社会民主党〕

〔A〕について

我々は，エネルギーを節約し，積極的に新しいエネルギー源を探究してゆかなければならない。しかしながら我々は，労働と福祉を維持してゆくために，さらに10～15年，エネルギーの生産，なかんずく電力の生産を増やしてゆかなければならない。

我々は今や，原子力のおそるべき側面を克服しうる——例えば我々は，全く安全な方法で廃棄物を処理できるようになったように——という解答を少しずつ得てきた。それに対して我々は，石油の危険性についての報告をたびたび得ている。我々は，当時，4ケ所に限って原子力発電所を建て増すか，あるいは火力発電所を建設するかの選択をしなければならなかった。我々は原子力発電を注意深く拡大するということに責任をとれるということを見出した。しかしながら長期的には，安全な新しいエネルギー源が見出されなければならない。

〔B〕について

エネルギーの消費量は，過去15年間に年平均4.5％ずつ増えてきたが，1985年まで2％に制限すべきである。電力消費量は，年平均6％増に制限すべきである——これらの値は，中央党の2倍の値である。

エネルギー政策の中心路線は，やはり「節約」である。

〔C〕について

「慎重な拡大」つまり原子炉を13に拡大することに賛成する。1978年に新しいエネルギー政策を決定する。13番目の原子炉を，Uppland のForsmark に設置することを提案している。

〔D〕について

我々は，原則的には，エネルギー政策についての国民投票はふさわしくないと考える。なぜなら，エネルギー問題は，我々の生活のいろいろな側面に，例えば我々は，いかに雇用，安全及び子持ち家庭や年金生活者の福祉を保障するかといった側面に，関わりがあるからである。以前には，非社会主義者達も我々と同じ態度をとっていた。しかしながら，今や，彼らは異なった方法で国民投票について語り始めている。

非社会主義諸政党は，国民投票を希望するならば，選挙「前」に原子力の是非に関する解答を与えなければならない。その場合には，我々は国民投票に反対しない。我々は，我々の解答を「今」与えた。

しかしながら我々は，エネルギー問題に関する非社会主義諸政党間の深い亀裂を隠すための，選挙後の戦略的なテクニックの一部としての国民投票には，断固として反対する。

〔共産党〕

〔A〕について

すべての人に労働を与え，良い環境を保証することはともに，完全に可能である。そのためには，計画経済を押し進めると同時に加工産業を発展させ，自然資源を脅かすような過度の開発を中止するといった方向へ意識的にもってゆくことが必要である。共産党は，原子力発電に反対し，国民投票を要求する。より良い環境のために，研究を押し進め，新しい種類のエネルギーに投資することも必要となる。

〔B〕について

概して，中央党と同じ。しかしながらそれを達成する手段は，主として，エネルギー資源の社会化及び国際的・国内的に計画経済を行なうことによってである。

〔C〕について

スウェーデンにおける原子力発電に反対する。しかしながら1975年からの行動綱領には，「新しい原子炉が操業されることに反対する」と記されている。

但し Norrbotten の共産党は，原子力発電に賛成している。

〔D〕について

我々は，原子力発電についての国民投票を要求する。

3　租税政策について

スウェーデンの国家財政は，その収入の約90％を租税収入によってまかなっている。[13] 租税収入の内訳を示すと〔表5〕のようになる（＊は当予初算）。

注(13)　スウェーデンでは，「財政収入」には，財政収入として国庫に入ってくる①租税収入②資本基金収入③その他の収入の3つだけが含まれる。他方，「財政支出」は，財政収入とは別個に計画がたてられる。「財政支出」が「財政収入」を上回る場合には，国債の発行等によって資金が調達される。従って「財政収入」の中には，国債の発行等による収入は含まれていない。

〔表5〕 租税収入の内訳

	1974/75[14]	1975/76	1977/78*
所得税・財産税等	45.7%	50.3%	48.2%
自動車関係税	5.8	4.7	5.4
雇主負担金[15]	8.4	8.0	7.4
関税・物品税	17.1	15.2	13.7
付加価値税	23.1	21.9	25.2

〔表5〕をみても分るように，所得税・財産税等の直接税に対して，自動車関係税，雇主負担金，関税・物品税，付加価値税等の間接税の割合が大きいのが特徴的である。

〔表6〕 1976年税率表（国の所得税）

課税所得（クロノール）[19]	限界税率（%）
0～20,000	4
～25,000	10
～30,000	20
～35,000	22
～40,000	28
～45,000	33
～65,000	38
～70,000	43
～80,000	48
～100,000	49
～150,000	53
150,000～	57

しかしそれだからといって，直接税たる所得税の負担が決して軽いというわけではない。所得税としては，国税と地方税[16]の両方が課せられる。国税としての所得税は累進税で，1976年は[17]〔表6〕の税率表が適用された[18]。

地方税としての所得税は比例税で，地方自治体によって税率は異なるが，1976年は平均して26%位であった。従って，国及び地方の所得税を加えた税率表は，〔表8〕のようになる。

〔表8〕 1976年税率表（国及び地方の所得税）

課税所得（クロノール）	限界税率（%）
0～20,000	30
～25,000	36
～30,000	46
～35,000	48
～40,000	54
～45,000	59
～65,000	64
～70,000	69
～80,000	74
～100,000	75
～150,000	79
150,000～	83

近年の傾向としては，国税としての所得税の減税，

注 (14) スウェーデンの会計年度は7月1日から翌年6月30日までである。従って1974/75は，1974年7月1日から1975年6月30日までの会計年度を意味する。

(15) 雇主が，雇用者に支払った賃金総額に応じて，国に支払う一種の税金。1976年は，賃金支払額の約4%である。

(16) 地方税は，県税，地方自治体税，教会税の3税からなる。

(17) 1976年中の所得に対して適用される（1977年2月15日までに申告する）。

(18) 1975年は，下記の税率表が適用された。

〔表7〕 1975年税率表（国の所得税）

課税所得（クロノール）	限界税率（%）
0～ 15,000	7
～ 20,000	12
～ 25,000	17
～ 30,000	22
～ 40,000	28
～ 45,000	33
～ 65,000	38
～ 70,000	43
～100,000	48
～150,000	52
150,000～	56

(19) スウェーデン語では，単数はクローナ（En Krona），複数はクロノール（Kronor）と区別して使用する。1クローナは60～65円（1977年7月現在）。

地方税としての所得税の増税[20]という傾向が続いている。

こういう情況のもとにおいて，社会民主党政府は，1977年の所得税（国税）の減税案を発表した。これに対する各党の主張を，次の項目についてみてみよう。

〔E〕 1977年の所得税（国税）の減税について

〔F〕 所得税を減税した場合にそれをまかなう他の財源について——特に雇主負担金の引き上げについて

〔保守党〕

〔E〕について

我々は，①毎年毎年，増税が行なわれることのないよう，②普通の所得水準での限界税率を著しく引き下げるよう，③物価上昇が隠された増税になることのないよう，希望する。

我々は，公平な税制への改革の第一歩として，「1977年税制に関する提案」をつくりあげた。その提案においては，インフレーションから税率表を守るということが大きな目標となっている。すなわち，まず第一に，税率表のインデクセーション（Indexreglering）を通じて，いかなるグループも増税されることがないということが大きな目標となっている。

次に我々は，不合理な限界税率を改革するために，補助金制度と税制とがお互いにうまく働くことが必要であると考えている。我々は，長期的には，限界税率を50%にまで引き下げるべきであると考えている。

〔F〕について

我々の提案は減税案でないから，それにみあう財源をさがす必要がない。我々のインデクセーションの主張が実現するならば，増税といった事態は避けられるであろう。とはいっても，国の税収はひきつづき増えてゆくであろう——もちろん，今までよりはずっとゆっくりしたペースであろうが！

従って我々は，雇主負担金の引き上げに反対する。

〔中央党〕

〔E〕について

我々と自由党の減税案は，大筋において，社会民主党の提案と同じであるが，社会民主党の提案に追加して，所得額が5万クロノールから6万5千クロノールの人々に，さらに数百クロノールの減税を行なうというものである。

〔F〕について

我々は，減税による減収分をまかなう財源が必要であると考える。というのは，それは，景気が好転した時に一定の経済政策を行なうために，また年金生活者や子供のいる家庭に対する我々の公約を実現するために，必要であるからである。

我々は，何ら租税負担感を増やすことなしに，減収分をまかなうことが望ましいと考えている。それは，雇主負担金を1.5%引き上げることによって可能となる。さらに我々は，エネルギー税を増徴——まず第一に，エネルギー税の支払いを免れている多くのものをなくすることによって（例えば，現在，エネルギーを大量に使用する企業は，より低いエネルギー税を支払っているが，そうした企業に対するエネルギー税の減免を制限することによって）——することが望ましいと考えている。

〔自由党〕

〔E〕について

中央党と同じ。

〔F〕について

減税による国家財政の減収に対して，見返りの増収がなければならない。というのは，我々は課税総額の減少を公約しているわけではないからである。増収は，社会的支援をもっとも必要とする人達，例えば年金生活者達を除いて行なわれなければならない。

従って，雇主負担金の1.5%引き上げに賛成する。

〔社会民主党〕

〔E〕について

政府は1977年の税制について，ＬＯ及びＴＣＯと合意した。すなわち，年所得額が1万クロノールから5万クロノールの人に対して，110クロノールから1,950クロノールの減税，年所得額が5万クロノールから15万クロノールの人に対して，一律1,950クロノールの減税を行なう。

〔F〕について

減税にみあう増収を考えることは当然のことである。そうしなければ我々の経済が危険にさらされる。とりわけ雇用が危険にさらされる。さらに我々は，次第に多くなってきている年金生活者に対して，少なからず，いろいろの義務を負っている。従って我々は，減税は雇主負担金を3%だけ引き上げる（つまり4%から7%にする）ことによってまかなうということを提案する。ＬＯとＴＣＯは，彼らが賃金要求をするときに，雇主負担金の引き上げを考慮に入れると言っている。

注(20) 1976年から1977年にかけて，平均0.65%増税される。1977年の地方税の最高税率は Strösund の29.68%，最低税率は Vindeln の23.50%である。県税の中で前年度比上昇率の最も高い県は Kronoberg 県で，1.25%アップである。

〔共産党〕

〔E〕について

我々は，直接税を減税し，食料に対する付加価値税（MOMS）[21]を廃止することを希望する。我々の減税案は，例えば彼または彼女が1人で生活しているならば，所得額が3万クロノールの場合には1,460クロノールの減税を，所得額が5万クロノールの場合には3,010クロノールの減税を，所得額が15万クロノールの場合には逆に720クロノールの増税を，意味する。

さらに我々は，地方自治体が雇主負担金の支払いを免除されるということを提案している。もしこの提案が実施されるならば，地方自治体はサービスを低下させることなしに地方税を引き下げることができるであろう。

〔F〕について

減収にみあう分は，①企業の売上高及び企業による原材料とエネルギーの消費に応じて，企業に課税することによって，②大きな財産，相続，企業利潤，キャピタル・ゲイン等に増税することによって，③雇主負担金を引き上げることによって，④たとえ自分の家を買う場合であっても，20万クロノールをこえる借金の利子支払いに対しては，控除権を制限することによって，⑤国防支出を削減することによって，まかなうことができる。

4　家庭政策について

スウェーデンでは，家庭政策（Familjepolitiken）は福祉政策の重要な一環として，きわめて大きな関心がはらわれている。

「家庭政策」は，一般には，家庭に関するきわめて幅広い政策を意味するが，選挙では子供をもつ家庭に対する社会福祉政策のみに限って議論がなされたので，ここでもその問題に限って論ずることにする。

子供をもつ家庭に対する社会的援助は，2つの形態を通じて，行なわれる。1つは，経済的援助で，児童手当（Barnbidrag），住宅補助金（Bostadstillägg），児童援助金（Bidragsförskott），親保険（Föräldraförsäkringen）等がある。

児童手当は，16歳以下のすべての子供に対して支払われるもので，1人当り年額1,800[22]クロノールである。

住宅補助金は，子供をもつ余り裕福でない家庭に支払われるもので，その額は所得額と家賃の大きさによって，それぞれ異なる。例えば，子供2人・親2人の家庭で，総所得額が3万6千クロノール，家賃が月額650クロノールの場合には，月額250クロノールの住宅補助金が支払われる。また同じような家族構成で，総所得額が5万6千クロノール以上，家賃が月額650クロノールの場合には，住宅補助金は支払われない。

児童援助金は，その親が離婚した子供に与えられる援助金で，事情に応じて，基礎額（Basbelopp）[23]の30％から40％の額が支払われる。

親保険は，親としての役割を演じた場合に生じる所得の減少を，補償するために支払われるものである。例えば，出産の場合には，その前後の210日間[24]にわたって，仕事をしなくても，給料の約9割[25]が親保険金（Föräldrapenning）として支払われる。また10歳以下の子供をもつ親の場合には，①子供が病気になった場合，②子供をいつも世話してくれる人が病気になった場合，③予防注射のために子供を保健所に連れてゆく場合，④別の子供が生まれる場合，⑤子供の幼稚園を訪問する場合，ⓐ1児の家庭では年12日，ⓑ2児の家庭では年15日，ⓒ3児以上の家庭では年18日，に限って，仕事を休んでも親保険金が支払われる。

もう1つの形態の援助は，社会的サービスである。具体的には，保育園（Daghem），幼稚園（Förskola），放課後教室（Fritidshem）保母（Familjedaghem）等である。これらは一般に有料で，その額は所得額に応じて決定される。

スウェーデンにおける一般労働者の労働時間は週40時間，つまり週5日制・1日8時間労働である。スウ

注 (21)　Mervärdeomsättningsskatt の略称。

(22)　1978年1月1日から2,100クロノールに増額されることが決っている。

(23)　国民年金（Folkpension）等の支払いの基礎になる額で，消費者物価指数が3％以上上昇した場合に改訂される。近年の基礎額は下記の通りである。

8,100クロノール（1974年1月～3月）	9,700クロノール（1975年10月～1976年2月）
8,500クロノール（1974年4月～11月）	10,000クロノール（1976年3月～6月）
9,000クロノール（1974年12月～1975年6月）	10,400クロノール（1976年7月～11月）
9,400クロノール（1975年7月～9月）	10,700クロノール（1976年12月～？）

(24)　但し，出産前に休暇をとる場合には，出産前29日目から，母親に限って，とることができる。

(25)　家庭にいる主婦（Hemmafru）の場合には，1日25クロノール。

ェーデンの労働者には，そのほかに，月２日の有給休暇が認められているので，夏に３週間，２月に１週間の休暇をまとめてとる人が多い。

これらの環境をふまえた上で，下記の項目に対する各党の主張をみてみよう。

〔G〕 幼児をもつ親の労働時間をより短かく（1日6時間）することの是非

〔H〕 幼児をもつ親に，育児補助金（Vårdnadsbidrag）を支払うことの是非

〔保守党〕

〔G〕について

6時間労働に関する問題は，労働市場当事者間の交渉において，解決されるべき問題である。しかしながら我々は，原則として，就学前の子供をもつ親に，労働時間が短縮される権利を与えることに賛成である。もし労働時間の短縮が，順番に少しずつ行なわれてゆくならば，子供をもつ親が，まず最初に行なわれるべきである。

〔H〕について

子供が家にいようが保育園等に預けられていようが関係なく，３歳以下の子供をもつ親に対して，育児補助金１万クロノールを支払うことに賛成する。

我々は，育児費用の控除権をも提案している。育児補助金や控除権が導入されるならば，保育園の必要性が減少し，不足が解消されるであろう。住宅補助金も継続して支払われるべきである。

〔中央党〕

〔G〕について

３歳までの子供をもつ親は，１日６時間という短縮された労働時間に対する権利を与えられるという法律に，賛成である。

〔H〕について

３歳以下の子供をもつすべての家庭は，たとえ子供が家にいなくても，年に１万クロノールの育児補助金を受け取るであろう。補助金は課税対象となり，また追加年金（ATP）[26] 基準となる。補助金は親保険がなくなってからも，子供が３歳になるまで支払われる。

住宅補助金は，もちろん持続され，児童手当もインデクセーションを通じて実質価値が維持されるべきであると我々は考える。

〔自由党〕

〔G〕について

小さな子供をもつ親は，できるだけ早く，６時間労働に対する法的権利を獲得すべきである。子供のために！

〔H〕について

小さな子供をもつ家庭に育児補助金を支払うことは，公平さを増すことになる。我々は，年に3,600クロノールの「非課税」の育児補助金を支払うことを提案してきた。それは，親が外で働いていようが，家にいて子供の世話をしていようが，同じようにすべての人に支払われる。我々はさらに，児童手当は，物価上昇に従って引き上げられるべきであると考えている。

〔社会民主党〕

〔G〕について

現在の７ヶ月の出産・育児休暇を，少しずつ５ヶ月間延長することを提案する。もし親達が望むならば，子供達が入学する[27]時に，全く自由な時間を得ることもできるし，あるいは20ないし10ヶ月の間，６時間ないし４時間労働をすることもできる。この自由時間は，子供が８歳になるまで得ることができる。この自由時間は，パパもママも同じように利用することができる。この提案は，1971年以降に生まれた子供をもつ親に適用される。

長期的には，自分が欲する時に自由に自由時間を獲得できるような権利を，すべての人々に与えるような保険を計画している。

〔H〕について

普通の所得を得ている家庭は，住宅補助金を受け取るであろう。それに対して，我々は，いわゆる「育児補助金」に反対である。我々は，児童手当と住宅補助金のシステムは，子供をもつ家庭に対する現金補助として，抜群にすぐれた最善の形態であると考えている。これらの手当・補助金は，子供達が成長してゆくすべての期間にわたって支払われる。我々は住宅補助金を増額することを計画している。それは，それを最も必要としている人達に，まっ先に，支払われるであろう。

注(26) Allmän Tilläggspension の略称。国民年金（Folkpension）が有資格者にすべて一律に同額だけ支払われるのに対して，この追加年金は所得に応じて一定割合を積立て（ただし，賃金部分に対しては雇主が支払う），将来その中から積立額に応じて支払われる。「追加年金基準となる」とは，追加年金の保険料を算出するための所得額に含めるということ。従って，将来追加年金を受け取る場合の年金額算定の基準ともなる。

(27) スウェーデンでは，子供は７歳から小学校（Grundskolan）に行く。

〔共産党〕

〔G〕について

共産党は，「すべての人に」，より短い労働時間を要求する。我々は，1977年には7時間労働を，1980年には6時間労働を，というように段階的に労働時間を短縮してゆくことを提案している。

〔H〕について

共産党は，育児補助金に反対である。共産党は，子供の世話をしなければならないが故に仕事につけないような人すべてに，適切な失業補償金の権利を与えることが望ましいと考えている。我々は，すべての人がすばらしい住居をもつことができるように，住宅補助金を引き上げるべきであると考えている。また児童手当は，引き上げられ，インデクセーションされるべきであると考えている。

（経済学部助教授）